

第5号



編集責任者 青柳翔太郎

郵政産業  
ユニオン

浦安

2013年 1月21日

発行 郵政産業労働者ユニオン浦安支部

HP <http://piwu-urayasu.jp>

Mail [otegami@piwu-urayasu.jp](mailto:otegami@piwu-urayasu.jp)



安心して働きたい!

雪の日の配達は怪我と隣合わせだ  
14日14時頃の宮前通り(清瀧神社前)

凍える手、凍りついた道路。

14日の大雪で凍結し通勤や配達で転倒する社員が大勢居ます。局車は駆動輪にチェーンを捲くけれど、フロントを凍らせたまま走ると、さらさらのアイスホロムがマンホールや鉄板の上では逆に滑って転

倒するなど、全く安心して配達することは出来ません。さらに、今年度はハンドルが独立したデザイン変更で操作性の悪い(フロントがもつてかれる)新型車(チャイナカブ)も導入されました。手足は凍えて感覚は麻痺し、転倒覚悟、危険と隣り合わせでの配達です。



行徳街道(相の川)



さくら通り



フラワー通り



大三角線(江川橋)



境川(あけぼの橋)



翌朝の凍結した堤防道路(河原)

インフルエンザの猛威が続く。

しかし集配では大雪の怪我以上に恐れられているのが、先々週より局内でA型インフルエンザを中心とした集団感染。未だ終息の兆しは無く、これまで旧浦安の班や集荷センターを中心に伝染しながら20名近くの欠務が出ています。

配達区によっては通区者全滅となるなど異常な事態です。

年繁の連続勤務による疲れや、大雪とも前後して体調の崩れやすい時期でもあります。これだけ職場でインフルエンザが蔓延すればいつ誰が罹ってもおかしくありません。



### 正社員・短時間社員の病気休暇

通勤や業務上の怪我や疾病は「労災」となりますが、それ以外の私傷病についても、正社員・短時間社員については「病気休暇」制度で保証されます(有給)。

「給与・査定に響くから」取れない社員もいるそうですが、実際にはどうか。

確かに三日を越える病気休暇を取得した場合、年末手当にしか無い「業績部分」より若干の減額措置が取られますが、一日あたり数百円程度の話です。

また**43日超**で「業績部分」が「D評価(その他)」となり今年で言えば「C評価(殆どの社員)」よりマイナス0.1ヶ月となります。

昇給にあたっては**35日超**で四号俸昇給が、三号俸昇給となりますが、僅かなものです。病気や怪我については積極的に取得しましょう。

なぜゆうメイトだけ病休が無いのか

正社員と同じ仕事であっても、期間雇用社員には病気休暇がありません。

バイクで発進・停車を繰返し、重い荷物を扱ったりする郵政では「職業病」といっても良いぎっくり腰とか椎間板ヘルニアなど。勤務に原因があっても労災で認められるのが難しい疾病もあり、申請を出しても労災が認められなかった場合は病気休暇に頼らざるを得ません。

特に椎間板ヘルニアなどでは「長期入院」となる場合もあります。元々賃金が少なく、年休も無くなり、病休も取れないとなれば生活も出来ません。

ゆうメイトの私傷病による休業は厚生年金から「傷病手当金」の手続きをすることで一部補償を受けられることが出来ますが、病気休暇が取れる正社員等とは明確な待遇格差があります。

今回のインフルエンザ流行も同じ職場で同じ仕事をしながらゆうメイトのみ年休で休まなければなりませんでした。

09年、時間休や交通遮断における特別休暇が実現して、正社員との均等待遇を勝ち取りました。が、根本的な賃金・待遇格差は存在したままです。

諸外国では同一労働・同一賃金は当たり前です。私たちは全ての労働者の正社員化と共に、郵政期間雇用社員の均等待遇・労働条件引上げに向けても共に闘っていきましょう。

**【基礎昇給の欠格】**  
私傷病による病気休暇35日超  
→1号俸

**【年末手当(冬ボーナス)**  
業績分 支給額調整】

①3日を越える病気休暇  
→1日に付き 調整基礎額×1/100  
(40日を限度)を減額

②病気休暇43日超  
→D評価(△0.1ヶ月以内)

\*今年度冬ボーナスは基礎分0.65月  
+C評価 業績分0.85月  
+D評価(その他)業績分0.75月



事前に出勤3日以上必要な際、必ず3日前に申請してください。遅くとも出勤3日前に申請する必要があります。医師の証明を受け、所属長より申請書を書いてもらいましょう。